

令和2年分所得税年末調整における改正ポイント 参考資料

◆給与所得控除額

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18\text{万円}$
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54\text{万円}$
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120\text{万円}$
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

◆基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円☒所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

◆各種所得控除等の対象となる合計所得金額要件

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

ひとり親控除及び寡婦（夫）控除改正に係る適用判定表

改正前		適用条件	判定	改正後		年末調整時 申告要否
適用区分	控除額			適用区分	控除額	
未婚のひとり親 【寡婦（夫）、特別 の寡婦に該当しない 人】	0円	同一生計の子有 かつ 所得500万円以下 かつ 事実婚無	該当	ひとり親	35万円	必要
			非該当	非該当	0円	不要
寡婦	27万円	所得500万円以下 かつ 事実婚無	該当	寡婦	27万円	不要
			非該当	非該当	0円	必要
寡夫	27万円	事実婚無	非該当			
特別の寡婦	35万円			該当	ひとり親	35万円

※「特別の寡婦」とは、夫と死別し、又は離婚した後、婚姻をしていない人もしくは夫の生死の明らかでない人のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下である人を指します。